

【研究ノート】

現場実習における精神保健福祉士の業務理解

～「精神保健福祉士業務指針」の活用～

Understanding the Practice of Psychiatric Social Work in the Field of
Practical Training:

Utilization of the “Psychiatric Social Worker’s Practice Guidelines”

赤畑 淳

AKAHATA, Atsushi

1. はじめに～精神保健福祉士の業務と実践力～

「精神保健福祉士は、精神保健及び精神障害者福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。」これは、2010年の精神保健福祉士法改正で追加された「資質向上の責務」(第41条の2)の文言である。1997年、精神保健福祉士法制定により、精神保健福祉領域のソーシャルワーカー (Psychiatric Social Worker : PSW) が精神保健福祉士 (以下、PSW) として国家資格化され、すでに20年以上が経過した⁽¹⁾。この間、「入院医療中心から地域生活中心へ」という施策転換に基づく精神障害者の地域移行の推進や、障害者総合支援法等による障害福祉施策の整備、自殺やいじめといった社会問題の背景にあるメンタルヘルス課題の拡大などにより、精神保健医療福祉を取り巻く環境は大きく変化してきた。社会環境の変化は当然のごとく現場の支援環境の変化に直結し、PSWの業務にも多大な影響を与えている。まさに「精神保健及び精神障害者福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化」は現場のPSWが直面している現実的な課題であり、「相談援助に関する知識及び技能の向上」により、時代の変化に応じたソーシャルワークの専門性に基づく業務展開が求められている。

PSWは名称独占の国家資格という性質上、その業務はPSW以外の職種が行うこともできる。例えば、2013年の精神保健福祉法改正で創設された「退院後生活環境相談員」⁽²⁾は、職種としてPSWが想定されているものの、他職種でも要件を満たせば任用され業務を遂行することができる。PSWが福祉専門職としての独自性を活かすには、日常業務においてソーシャルワークの専門性をいかに発揮することができるかにかかっているといえる。ソーシャルワークの専門性に基づく業務を展開していく力こそ、PSWの実践力であるといえるだろう。

精神保健福祉士法改正 (2010年) では、時代の変化に応じた多様なニーズに対応できる「実践力の高いPSWを養成する」という観点から、教育カリキュラムの大幅な改正が行われた。特に現場での実践的な学びを重視するため「精神保健福祉援助実習」(以下、現場実習) が質量と

もに強化された。具体的には現場実習の時間が210時間以上となり、そのうち90時間以上の医療機関での実習が必須化され、さらに実習指導者要件が設定されるなどの規定の変更があった。「ソーシャルワークは（中略）実践に基づいた専門職であり学問である。」(IFSW・IASSW 2014)とソーシャルワークの国際定義⁽³⁾でも示されているように、PSW養成を含めソーシャルワーク教育において、実践からの学びは欠かせないものであるといえる。

実践からの学びと一言でいっても、多様なとらえ方がある。保健医療福祉の支援現場に身を置くこと、利用者とかかわること、専門職の動きを観察することなど、目の前の現象から学べる要素は実に多い。施設見学もボランティア体験も実践からの学びということでは間違いではないが、福山(1999)は、専門家養成のための実習と体験学習は明確に区別するべきであると主張している。福山(1999)の定義によると、体験学習は人が「個人として福祉環境にふれ、体験する」ことであるのに対し、実習とは、人が「公式に特定の役割を担い、教育現場などで習得した福祉領域の知識・技術・価値を福祉実践環境に適用するプロセスを体験する」ことである[福山(1999) p.240]。つまり、専門職養成のための実習は、現場の状況に応じてソーシャルワーカーが専門性(知識・技術・価値)を活用する場を体験することであるといえる。その体験は、現場で具体的な業務場を観察し、理解していくことから得られる。これら業務に含まれるソーシャルワークの専門性を言語化していく作業を現場実習に組み入れていくことが、実践力の高いPSWを養成するには重要であると考えられる。

本稿では、現場実習におけるソーシャルワークの専門性に基づくPSWの業務理解の方法について、「精神保健福祉士業務指針」の活用を通して考えてみたい。

II. 現場実習における業務理解の位置づけ

現場実習においてPSWの業務はどのように捉えられているだろうか。厚生労働省が示す「精神保健福祉援助実習」における教育内容のねらい(目標)は、以下の4つである【表1】。

表1 精神保健福祉援助実習の教育内容〔ねらい(目標)〕

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 精神保健福祉援助実習を通して、精神保健福祉援助並びに障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について、具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 ② 精神保健福祉援助実習を通して、精神障害者の置かれている現状を理解し、その生活実態や生活上の課題について把握する。 ③ 精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ④ 総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。 |
|---|

〔精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について〕(一部改正：障発0331第28号)

これらを概略すると、①実践的な知識と技術の習得、②精神障害者の現状理解と生活課題の把

握、③PSWとしての能力の取得、④地域生活支援と連携の実践的理解であり、どれもPSWの業務には欠かせない要素となっている。これらを踏まえて、古屋 (2018) は現場実習における具体的な目標と達成課題を、①精神障害を持つ人々にかかわる「対象理解」、②精神保健福祉現場における「業務理解」、③実習生自身にかかわる「自己覚知」の3つに要約しており、二つ目に「業務理解」が挙げられている [古屋 (2018) p.3]。これまでPSWの実習指導では、かかわりを重視した「対象理解」と「自己覚知」が取り上げられることが多かったが、そうしたかかわりを通した学びは、PSWの日々の業務に反映されることが重要であり、「業務理解」も現場実習に欠かせない重要項目であるといえる。

前述の教育カリキュラムの改正に伴い、現場の実習指導者となるには原則「精神保健福祉士実習指導者講習会」受講が必須となった。この講習会で広く使用されているテキスト (日本精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉士養成校協会 2013) には、実習指導者に求められる具体的な基本能力のひとつに「業務の言語化に関する能力」があげられ、実習指導者が自らのソーシャルワークを行う際に、どのような視点を持って支援を展開しようとしているのかを示すことの重要性が示されている [長崎 (2013) p.21]。また、現場実習指導の三層構造 (①職場実習、②職種実習、③ソーシャルワーク実習) の説明では、「職種実習」が精神保健福祉士の業務の理解につながる部分として示されており、そこでは、①職場内の精神保健福祉士の位置づけと役割、②職場における精神保健福祉士の業務全般に関する内容 (ケースワーク業務、グループワーク業務、地域活動業務、関連業務) が具体的に列挙されている [齊藤 (2013) p.115]。

では、実際の実習は現場でどのように行われているのだろうか。「精神保健福祉援助実習における実習指導者の実習内容に関する現況調査」(日本精神保健福祉士協会 2010)⁽⁴⁾から、調査項目の回答としてPSWの業務に関するものが取り上げられている部分を抽出してみる。実習プログラム作成における重視点としては、「精神保健福祉士の業務理解」(83.1%)が最多であり、次いで「精神障害者の現状理解」(74.9%)であった。実習実施内容では「病院・施設の機能の説明」(93.9%)に次いで「業務についての説明」(90.7%)が挙げられていた。しかし、実習評価における重視点では「利用者の理解」(66.7%)、「意欲・取り組み姿勢の変容」(55.7%)とあり、「自己覚知の進み具合」「実習生自身の課題達成」と続き「精神保健福祉士の業務理解」の順となっていた。また、実習スーパービジョンの重視点としては、「利用者理解」(64.9%)、「利用者との関係形成」(44.2%)、「実習課題の整理」「実習目標の達成度」「実習生の個人的体験や感情の整理」などと続き、業務に関する項目は見当たらなかった。この調査結果からは、PSWの業務はプログラムに組み入れ実習生に説明し伝えるものの、実習生が見聞きした業務についてスーパービジョン等で考察を深めることについては、示されていないことがわかった。実践力の高いPSWを養成していくためには、PSWの業務を単なる説明や観察にとどまるのではなく、観察した場面を考察し、そこにソーシャルワークの専門性を見出す過程からPSW業務を理解していくことが重要であると考えられる。

Ⅲ. 精神保健福祉士業務指針と実習指導のポイント

PSW業務に含まれるソーシャルワークの専門性を言語化していくツールとして活用できるのが、公益社団法人日本精神保健福祉士協会が公表している「精神保健福祉士業務指針及び業務分類 第2版」(以下、業務指針)⁽⁵⁾である。業務指針は、PSWの業務の定義、特性を明確に示し、具体的業務における指針を提示している。ここでは、業務指針の内容から現場での実習指導⁽⁶⁾のポイントについて示していく。

1. 価値を基盤とした業務

ソーシャルワークは社会福祉の価値・理念を具現化する活動であり、PSWの業務指針はソーシャルワークの価値・理念を示した倫理綱領⁽⁷⁾を軸に作成されている。業務指針におけるPSWの業務の定義は「精神保健福祉にかかわる諸問題に対して(場面・状況)、ソーシャルワークの目的を達成するために(価値・理念)、適切かつ有効な方法を用いて働きかける(機能・技術)精神保健福祉士の具体的行為」である。この定義を図式化したものが【図1】である。

一般的に業務は具体的行為として定義されるが、PSWの業務とは、ソーシャルワークの価値を基盤に展開されるものであり、目に見える具体的行為のみを指すのではなく、目には見えない価値・理念を基軸として状況分析を行い、絶えず場面を再構成しつつ働きかける過程であることが業務指針には示されている。この「目に見える行為」「目に見えない価値・理念」は実習指導のポイントとして押さえておく必要がある。また、ソーシャルワークの価値として、「個人としての尊厳」「自己決定の尊重」「共生社会の実現」などについては、改めて倫理綱領の内容を実習の事前学習等で確認してもらうことも必要である。加えてPSWとして強調したいのは、これまでの精神保健医療福祉の歴史を踏まえた「精神障害者の社会的復権・権利擁護」である。実習生は実習前に養成校の講義等で精神保健医療福祉の歴史は学んできているはずである。長期入院者とのかかわりなど、関連した実習場面に遭遇した際には、改めて復習を促してもよいだろう。業務指針では具体的な業務実践上の視点として、①人と状況の全体関連性(人と環境の相互作用)、②利用者を「生活者」としてとらえる、③地域生活支援、④個人・集団・地域それぞれにおける個別化、の4点を挙げている。この視点は実習指導のポイントとして押さえておきたい。

2. 業務における包括的アプローチ

PSW業務の特徴は、ソーシャルワーカーとして「人と状況の全体関連性」を踏まえた包括的アプローチを行っており、その業務は「ミクロ(個人・集団)－メゾ(組織・小地域)－マクロ(社会)」の連続性の中で展開すると捉えていることである。つまり、業務の対象は直接的な支援のみならず、組織や地域、社会といった間接的な業務も含まれることになる。さらに、人と状況を全体的に捉えるため、状況に働きかけることも多く、ここで周囲の人々(他機関、地域住民など)に働きかける連携業務が生まれてくる。例えば、組織活動や地域活動を行っている場面でも、一人ひとりの利用者のニーズの実現につながっているかを常に確認する必要がある。一方、

一人の利用者と向き合っている場面でも、利用者を取り巻くサービス内容や地域の状況、社会システムを検証し問い直す姿勢が求められる。つまり、PSWの業務とは、「価値－理念－視点－行為（狭義の業務）－機能/技術－知識」をつなぐ縦軸と「マイクロ－メゾ－マクロ」をつなぐ横軸とが重なり合うところに現れてくるものであると提示している【図2】。ここでは、今後の支援展開も踏まえ業務の一場面から包括的に物事をとらえる視点をともに考えていくことが、実習指導のポイントになるといえる。

図1 精神保健福祉士の業務特性 1

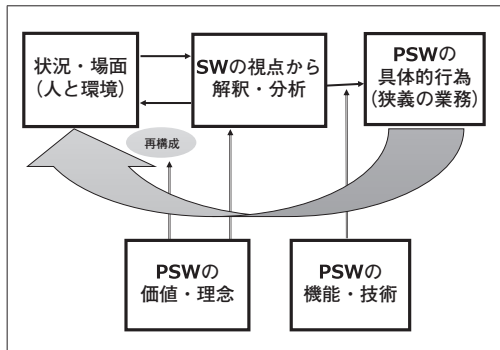
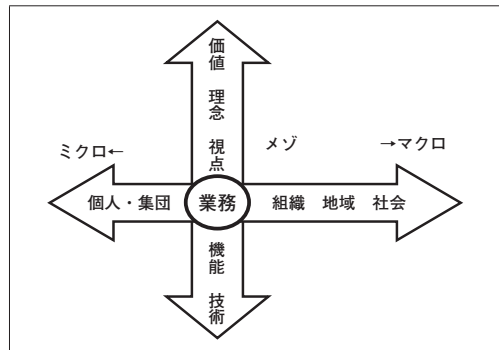


図2 精神保健福祉士の業務特性 2



「精神保健福祉士業務指針および業務分類 第2版」より

3. 精神保健福祉士の主な業務内容

業務指針ではPSWの業務特性の枠組みを前提に、PSWの主な業務として以下の表にある24の業務を提示している【表2】。

表2 精神保健福祉士の主な業務と内容 ※（ ）内は具体的な行為を中心に筆者がまとめたもの

I. 個人に対する業務

1. 所属機関のサービスに関する支援（サービス利用にあたっての不安の軽減や課題整理・調整）
2. 所属機関外のサービス利用に関する支援/情報提供
（適切なサービス導入への情報提供・連絡調整）
3. 受診/受療に関する支援（必要な治療導入にあたっての調整・課題整理）
4. 所属機関のサービス利用に伴う問題調整（サービス利用に伴う心理社会的課題解決・調整）
5. 療養に伴う問題調整（療養環境や疾患・治療に伴う心理社会的課題解決・調整）
6. 退院/退所支援（退院/退所に向けた課題解決・調整、支援体制の構築）
7. 経済的問題解決の支援
（経済的問題の整理・調整、経済的保障に関する諸制度の紹介、活用支援）
8. 居住支援（必要な住居の確保や居住環境の課題解決・調整）
9. 就労に関する支援（就労環境の調整、就労支援サービスの紹介・利用支援）
10. 雇用における問題解決の支援（雇用継続にあたっての課題解決・調整）
11. 教育問題調整（就学/復学に関する課題解決・調整）
12. 家族関係の問題調整（本人と家族との葛藤や課題の整理、調整）
13. 対人関係/社会関係の問題調整（本人と周囲の人々や環境との葛藤や課題の整理、調整）
14. 生活基盤の形成支援（衣・食・住など日常生活の基盤形成）

15. 心理情緒的支援（心理的葛藤に関する課題整理・調整） 16. 疾病/障害の理解に関する支援（疾病/障害に関する情報提供、心理教育） 17. 権利行使の支援（不適切な行動制限や代理行為など権利侵害状況に関する点検・勧告）
II. 集団に対する業務 18. グループ（集団）による支援・グループワーク （グループ活動やリハビリテーションプログラムを活用した課題解決、ニーズ充足） 19. セルフヘルプグループ及び当事者活動への側面的支援 （継続的活動展開のための情報提供など） 20. 家族への支援（家族が抱える課題の整理と調整、家族のニーズ充足）
III. 専門職（精神保健福祉士）としての業務 21. スーパービジョン（ソーシャルワークの専門性向上のための実践の省察）
IV. 所属機関に対する業務 22. 組織活動・組織介入 （利用者の人権およびニーズに基づき、公共性を保持した組織管理の促進）
V. 地域に対する業務 23. 地域活動・地域づくり（地域課題の発見・分析、資源開発、ネットワークの構築）
VI. 社会に対する業務 24. 政策分析/提言/展開（福祉制度・政策の分析、改善のための提言、施策展開への関与）

「精神保健福祉士業務指針および業務分類 第2版」より。（ ）内は筆者加筆

上記表では業務指針で提示されている24業務について、行為面を中心とした業務内容の整理も加えた。その内容を具体的に見ていくと、生活上の課題の整理・調整・解決を中心に多くの業務が行われており、関係を軸に社会資源および各種情報をいかに活用するかが鍵となることが見えてくる。

また、業務名を並べてみると、PSWは生活支援を基盤とする業務を展開し、その対象は個人、集団、組織、地域、社会と幅広く、ミクロレベルの業務のみならず、メゾレベルやマクロレベルの業務も展開されていることがわかる。現場実習ではオリエンテーションなどでPSWの業務を紹介・説明する場面もあるが、その際にはミクロ-メゾ-マクロの構造を踏まえ各現場の業務を伝えていくと、ソーシャルワークの包括的な視点について考えることにもつながる。また、キーワードとして「個と環境の相互作用」「心理・社会的支援」「地域生活支援」「人権の尊重・権利擁護」等の視点を具体的な業務を通して伝えていくことが、実習指導のポイントになる。

4. 精神保健福祉士の分野別業務

PSWの業務分野は今や多岐にわたっている。以前は医療分野のPSWが多くを占めていたが、今や地域分野、行政分野、そして、学校、産業、司法分野など多方面でPSWが活躍している⁽⁸⁾。業務指針では第3部で分野別業務指針として、代表的な3分野（医療、地域、行政）が展開事例を中心に掲載されている。ここでは、各分野の業務名と実践上の指針を示す【表3】【表4】【表5】。

表3 医療分野の業務名と実践上の指針

業務名	①受診・受療に関する支援 ③入院における支援 ⑤チームアプローチに基づく支援 ⑥リハビリテーションプログラムにおけるグループワークの実施 ⑦救急・急性期医療における相談支援 ⑨地域の関係機関との連携 ⑪組織の運営・管理への参画	②情報収集・状況把握と課題整理 ④退院計画作成と制度活用 ⑧社会的長期入院者への地域移行支援 ⑩アウトリーチ・訪問活動
実践上の指針	①クライアントの思いや希望に寄り添う ②生活者の視点に基づいた、情報の収集・整理を行う ③心理・社会的視点を軸に、クライアントを多面的に理解する ④人権に配慮し、治療及び療養環境を調整する ⑤ストレングス視点から、クライアントと協働して支援を考える ⑥多職種によるチーム医療において、福祉職としての専門性を発揮する ⑦リハビリテーションにおいて、グループ力動を活用する ⑧入院医療サービスの提供のなかで、生活の連続性を保障する ⑨人権侵害としての社会的入院を解消する ⑩地域の関係機関と対等な関係を築き、支援ネットワークを形成する ⑪積極的・直接的介入において、最大限人権に配慮する ⑫クライアントの利益のために、制度・組織を効果的に活用する	

「精神保健福祉士業務指針および業務分類 第2版」より

表4 地域分野の業務名と実践上の指針

業務名	①地域生活における相談支援 ③居住支援 ⑤地域移行・地域定着にかかわる支援 ⑦地域ネットワークの基盤形成と町づくり ⑨医療機関との連携	②働くことへの支援 ④居場所をつくる支援 ⑥アウトリーチ・訪問活動 ⑧当事者との協働 ⑩事業の運営・管理
実践上の指針	①本人の希望を応援し、地域での暮らしを支える ②支援の継続性を意識する ③市民感覚を基盤とした地域づくりに取り組む ④医療機関との対等な関係を構築する ⑤本人が地域で豊かな人間関係を育むことを支援する ⑥重い障害がある人も地域で支え続ける ⑦生き方の多様性を認識し、かかわる ⑧権利擁護の感覚を研ぎ澄ます ⑨支援の質を向上させる組織基盤を形成する ⑩日常的な意見交換や確かな調査に基づく地域づくりを目指す ⑪本人の希望に沿った社会資源を柔軟に作り出す ⑫人・もの・金を意識して事業を経営する	

「精神保健福祉士業務指針および業務分類 第2版」より

表5 行政分野の業務名と実践上の指針

業務名	①精神保健福祉相談 ②サービス利用に関する支援 ③技術支援・助言・指導 ④調査研究・企画立案・計画策定 ⑤普及啓発 ⑥研修・組織育成 ⑦関係機関及び団体との連携・協力・連絡調整 ⑧行政機関の責務等が規定されている法令にもとづく業務 ⑨精神保健福祉サービスの充実や資源定着のために行う業務
実践上の指針	①権利擁護と自己決定の尊重を意識した実践を行う ②ストレングスの視点からクライアントを全体的に理解する ③個人・家族・集団・地域の個別化を重視し理解する ④ニーズの把握に努め、適切なサービスを提供する ⑤必要なサービスが途切れることがないように調整を図る ⑥住民の多様な相談内容に対応できるよう、専門性の向上に努める ⑦根拠法令に基づく制度運用に留まらず、最善の支援を考える ⑧ソーシャルワークの視点から施策の創設及び改善を行う ⑨他職種・他機関との連携を積み重ね、支援ネットワークを構築する ⑩人・地域・社会システムの全体関連性を意識した実践に取り組む ⑪行政機関のなかでソーシャルワークの視点を定着させる

「精神保健福祉士業務指針および業務分類 第2版」より

各分野の業務指針を比較してみると、業務名（業務内容）には分野ごとの特徴が表れていることがみえてくる。業務は現場の状況に応じて展開されるため、場や支援対象の特性によってPSWの具体的業務には違いがある。加えて、現場によって本人や家族、他職種や組織、地域からPSWに求められる役割も、業務を展開するために必要となる主な知識や技術も異なってくる。結果、実習生にとっては同じPSWでも現場によって全く違うイメージを抱くことがある。しかし、各分野の実践上の指針をみていくと、PSWが業務において大切にしていることや視点は共通する部分が多い。ここからは業務における専門性のなかでも、「人と状況の全体関連性」や「生活者の視点」「個別化」「権利擁護」など価値や理念・視点は共通基盤として存在し、知識や技術は状況に応じて活用していく必要があることを実習を通して学ぶ機会となる。よって、複数機関で実習を行ったのちに、事後学習としてそれぞれの実習でのPSW業務の相違点を整理し確認していくことが、時代の変化に応じ変わっていく業務の中でも、変わらないものを確認していくことにもつながり、地に足の着いた実践力の高いPSWの養成に結びついていくと考える。

IV. 現場実習における精神保健福祉士の業務理解の実際

実際に実習生の目にPSWの業務はどのように映っているのだろうか。ここでは、地域の就労支援事業所で実習を行ったある学生の「実習振り返りノート」⁽⁹⁾の一部を紹介し、現場実習におけるPSWの業務理解について考えていきたい。

実習がはじまって、2週目は〇〇というカフェでの実習でした。初めて、実習で頭を悩ませた1週間でした。とてもつらかったです。つらいというのは、実習の内容ではありません。当事者との関わりでもありません。『PSWの仕事が全くみえない』のです。

1週目は地域活動支援センターで、当事者の方と多く関わることができ、相談場面などを通して、PSWの仕事内容やPSWの役割に気づくことができ、いろんな知識を吸収でき、充実した1週間でした。しかし、〇〇では、何をしても、『飲食店のバイト』をしているようにしか感じられなかったのです。

朝、当事者の方と開店準備（主に清掃）、お弁当を地域の方に配食、カフェに戻り接客（食器洗いや配膳）の繰り返しでした。その繰り返しの中でPSWと関わることはほとんどなく、当事者の方たちとお仕事をしているだけでした。

実習ノートに書くことは当事者のことだけ、日々の目標設定にも悩まされ、PSWは何をしているのだろうと考える日々。（中略）…スタッフに目を向けようとしても、1日のプログラムの中にスタッフが現れるのは30分もありません。「自分は何をしているのだろう…これじゃただのバイトじゃないか…」とずっと思っていました。

「学生の実習振り返りノート」より一部抜粋

この文章を読んで、どのような感想を持つだろうか。福祉現場ではよくある光景として感じられたらどうか。自分が実習生ならこの後どのように考えていこうだろうか。そして、実習指導者ならどのような実習指導を展開するだろうか。以下、上記の文章を基に業務理解に焦点をあてた実習指導について考えていく。

1. 見えやすい業務と見えにくい業務

まずは、実習生の『PSWの仕事がまったく見えない』という言葉に注目してみる。「1日のプログラムの中にスタッフが現れるのは30分もありません」とあり、実際にその場にPSWはいないのだろう。PSWはそこにいない30分以外の時間は何をしているのだろうか。カフェを運営する就労支援事業所では、利用者とカフェで共に働くことだけが、PSWの業務ではない。このことは、現場で働くPSWにとっては周知のことである。しかし、実習生はそこまでの理解には至っていないこともある。実習生は利用者とのかわりを含め直接支援に目がいきやすく、PSWの動きが見えた部分のみでPSW業務を理解する傾向がある。しかし、事業運営にあたっては、事業所の収支管理、利用者の工賃の計算や確保、委託事業の開拓、自主製品の開発など幅広い運営管理業務がある。また、個別支援においても、関係者との連絡調整や受診同行やカンファレンス参加など、事業所外での業務も多い。上記の実習生の問いかけに、PSWがカフェにいない間どのような業務を行っていたと思うかを、実習生自身に考えてもらうのは効果的である。そのうえで、PSWと一日行動を共にする日を作り、業務を観察してもらう。そして、地域事業所におけるPSW業務の幅広さについて、ともに考えてみるとよいだろう。この時に実習指導ツールとして業務指針を活用してみるとよい。ミクロレベルの業務は直接的な行為として見えやすいが、メゾ・マクロレベルの業務はなかなか見えにくい。このようにPSWの業務の中にも「見えやすい

業務と見えにくい業務」【図3】があることの理解を促すことができるだろう。

さらに、カフェという就労支援事業におけるPSW業務を、包括的なマイクロ-メゾ-マクロ視点の関連性から、考えてみてもよいだろう。利用者本人にとってカフェで働くことが社会参加となっており、そこでのお客さんとのやりとりや、他の利用者と共に働くことが対人コミュニケーションスキルの向上につながっているのであれば、この場を維持・継続するために組織運営業務をPSWが担う意義は大きい。また、カフェが地域住民にとってのコミュニティの憩いの場となり、店員である利用者とのやりとりが精神障害者の理解促進となっているのであれば、組織運営業務は共生社会の実現に向けたソーシャルワークの理念に基づく業務ともいえる。このようにカフェにおける組織運営業務をマイクロ-メゾ-マクロの関連を踏まえ包括的な視点からみていくことで、見えやすい業務と見えにくい業務はつながり、ソーシャルワークの専門性がみえてくるのである。

2. 業務の見える部分と見えない部分

先ほどの『PSWの仕事がまったく見えない』という実習生の言葉に戻って再度考えてみる、例えばPSWが一日カフェにいたら、実習生はPSWの役割が見出せ、業務の全体像とそこに含まれる専門性を理解できていただろうか。その場にいるPSWの行為面だけを見て一緒にカフェで働いているだけでは、もしかしたら、実習生にとってPSWはカフェの店長として映りPSW業務について疑問を抱くかもしれない。このような場面において、PSWの日常業務に含まれた専門性をどのように考えてもらうかが、実習指導のポイントとなる。

例えば、PSWがカフェで利用者とともに働いている一場面を想定してみる。ある利用者がお客さんの注文を間違えた場面があったとする。PSWはその際に特にフォローに入ることはなく、利用者の様子を伺いながらグラスを下げている。実習生はその様子を見て不思議に思い、振り返りの場面でPSWに尋ねてみた。PSWはその利用者のことをよく把握しており、今自分で間違いを処理していくことがその方の今後の自信になると考え見守っていたという。そこにはPSWとしての価値や視点に基づく、解釈があった。そして、つかず離れずの距離で見守っているPSWの立ち位置や、対応後に利用者にPSWが声掛けをしていたことを思い出す。振り返りで尋ねてみることにより、PSWの行為の背景や意図が読み取れ、単なるバイト先の店長ではなく、PSWの業務を理解することができるのである。

つまり、その場で何が起きているか（場面・状況）、PSWが何を行っているか（具体的行為）は、実習生の目に見え観察は可能な部分である。しかし、PSWが何のために（価値・理念、視点）、何を意図して（解釈・分析）、どのように（機能・技術）、その行為を行ったかは目に見えず観察ができない部分である。このように「業務の見える部分と見えない部分」【図4】を考え、目に見えない部分を含めた業務の全体像を業務指針の業務特性の図を活用して示すことで、業務に含まれた専門性について実習生とともに考えることができるのである。

図3 見えやすい業務と見えにくい業務

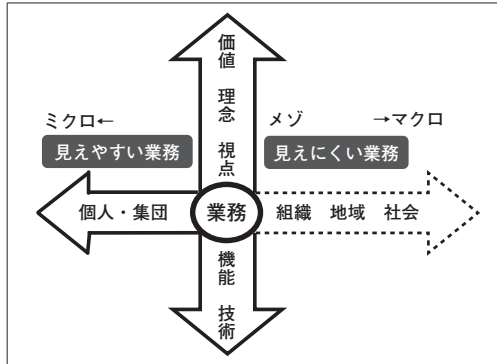
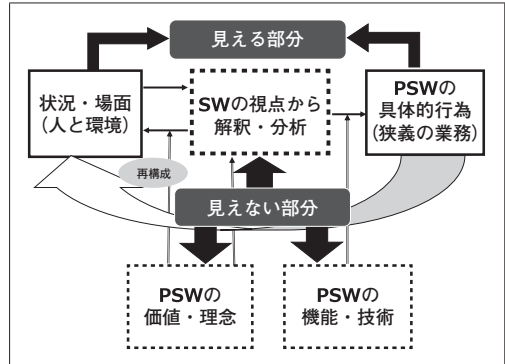


図4 業務の見える部分と見えない部分



「精神保健福祉士業務指針および業務分類 第2版」を参考に筆者加筆・修正

3. 業務における専門性理解のポイント

ここで改めて現場実習における業務理解について整理する。現場実習において重要なことは、PSWの業務をどれだけ見ることができたかということではない。一つの業務場面を通して、PSWの専門性（知識・技術・価値）について考えることができたかが重要である。実習指導者は、業務指針におけるPSW業務の定義や特性を踏まえた上で、「見えやすい業務と見えにくい業務」「業務の見える部分と見えない部分」について、実習生に問いかけてみるとよい。その上で、業務指針を活用し、目に見えやすい行為の側面だけでなく、この行為の根拠となるPSWの状況分析・場面解釈を考えてもらうことで業務における専門性を伝えることができ、現場の多様な業務を「マイクロ-メゾ-マクロ」の連続性の中で展開していく包括的な視点を伝えることで、業務の幅広さを学んでもらうことができるのである。

業務における専門性を理解するためには、業務特性の各要素をひとつずつ確認していく必要がある【表6】。まずは、①その場で何が起きているか（場面・状況）を把握し、②PSWが何を行っているか（具体的行為）を観察することである。実習生が目に見える部分はこの①②である。実習指導では実習生が場面・状況を的確に把握し、具体的行為を正確に観察できているかの確認が重要となる。その上で、PSWはその行為を③何のために行っていったかという〔行為の目的〕を、PSWの価値・理念、視点から考え、④どのように捉えていたかという〔行為の意図〕（PSWの解釈・分析）と、⑤何をどのように活用していたか〔行為の方法〕を、PSWの機能・技術、知識と結び付けて理解していくことである。③④⑤は実習生の目に見えない部分であり、まずは実習生自身に推測でよいので考えてもらうことが大切である。そのうえで、いくつかの示唆を提供しつつ、ともに各要素について確認していくことで、実習生は養成校で学んだ知識・技術・価値と実践が結びつき、それらが現場で活かされていることに気づき、業務における専門性の学びにつながっていくと考える。つまり、実習における業務理解とは、PSWの専門性の理解なのである。

表6 専門性に基づく業務理解のポイント

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① その場で何が起きているか（場面・状況） ② PSWは何を行っているか（具体的行為） ③ 何のために行っていたか〔行為の目的〕（PSWの価値・理念） ④ どのように捉えていたか〔行為の意図〕（SWの視点からの解釈・分析） ⑤ 何をどのように活用していたか〔行為の方法〕（PSWの機能・技術、知識） |
|---|

V. おわりに～専門性に基づく業務理解ツールとしての業務指針～

業務指針は、一見すると誰にでもできそうな行為にもPSWとしての専門性が含まれていることを示すツールとして活用できる。業務を単なる仕事の手順や行為的側面としてのみ捉えるのではなく、業務の一場面を通して、PSWの専門性について考察することができるのである。

本稿では現場における実習指導を中心に述べてきたが、養成校における事前学習、事後学習といった実習の一連の流れで、PSWの業務理解を考えていくことも必要となる。現場実習で業務指針を活用した実習指導を可能にするためには、現場での場面や状況を把握し、正確に物事を観察できる力と、業務に含まれる専門性を考えることができるだけの最低限の知識が必須となる。つまり、事前学習として観察力と理解力を促す教育が求められる。さらに、事後学習では現場で観察した業務の一場面を教員や他の学生とともに考察したり、一つの業務場面から包括的な視点で支援の展開を考えたりすることもできるだろう。これらは実習のみならず、演習（精神保健福祉援助演習）の授業でも展開できる〔岩本（2016）p.112-114〕。加えて、PSWの業務と専門性についての内容を含む講義科目と連動させることで、講義－演習－実習が相互作用的円環関係〔松本（2016）p.121〕となり、PSWの業務を講義や説明によって知るだけでなく、演習や実習を通して考え理解していくことで、実践力の高いPSW養成につながっていくのではないだろうか。

また、現場の実習指導者にとって実習指導で実習生とともにPSWの業務を考える機会は、自らの日常業務を点検できる良い機会になるに違いない。なぜならば業務指針を活用した業務理解の流れは、PSWの日常業務が専門職として価値ある行為であることを証明することになるからである。その意味では、業務指針を業務理解の一つのツールとして実習生・実習指導者・教員が積極的に活用していくことで、ソーシャルワークの専門性に基づくPSW業務の共通認識を高め、PSWの実践力を向上させることにもつながっていくと考えている。

※本稿は、2018年9月に行われた第17回日本精神保健福祉士学会にて口頭発表した内容を基に加筆修正したものである。

注

- (1) 精神保健福祉士の登録者数は現在8万2533人(公益財団法人社会福祉振興・試験センター調べ:2018年12月末)であり、年々増加傾向にある。
- (2) 2013(平成25)年の精神保健福祉法改正では、医療保護入院者に対する早期退院促進のために、「退院後生活環境相談員」が精神科医療機関に配置された。退院後生活環境相談員の資格要件は「①精神保健福祉士、②保健師、看護師、准看護師、作業療法士又は社会福祉士として、精神障害者に関する業務に従事した経験を有する者、③3年以上精神障害者及びその家族等との退院後の生活環境についての相談及び指導に関する業務に従事した経験を有する者であって、かつ、厚生労働大臣が定める研修を修了した者」である。その業務内容は厚生労働省通知において、6点(①入院時の業務、②退院に向けた相談支援業務、③地域援助事業者等の紹介に関する業務、④医療保護入院者退院支援委員会に関する業務、⑤退院調整に関する業務、⑥その他)が示されている。
- (3) 2014年、オーストラリアのメルボルンで開催された国際ソーシャルワーカー連盟(International Federation of Social Workers: IFSW)および国際ソーシャルワーク教育学校連盟(International Association of Schools of Social Work: IASSW)の総会で、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義が改定・採択された。2000年にカナダのモントリオールで開催されたIFSW総会での定義採択から14年ぶりの改定であり、国際定義も時代の流れに応じて改定されていることがわかる。定義の冒頭には「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。」と「実践」が強調されている。
- (4) 「平成21年度障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)精神保健福祉士養成カリキュラム改正に伴う実習指導者及び実習担当教員養成研修のプログラム開発事業」として日本精神保健福祉士協会により実施された調査。研修認定精神保健福祉士を対象に500名を無作為抽出し、郵送法による自記式無記名質問紙調査を実施している(回収率54.4%)。なお、本稿で取り上げた項目はすべて複数回答項目となっている。
- (5) 精神保健福祉士の業務指針は、「精神科ソーシャルワーカー業務指針」(1989年採択)、「精神保健福祉士業務指針及び業務分類(第1版)」(2010年採択)を経て、2014年に現在の業務指針「精神保健福祉士業務指針及び業務分類(第2版)」が公益社団法人日本精神保健福祉士協会より公表されている。
- (6) 本稿では、「精神保健福祉援助実習」(現場実習)での実習指導者による指導を「実習指導」と表記し、養成校で行う「精神保健福祉援助実習指導」については、「事前学習」「事後学習」と表記する。
- (7) 精神保健福祉士の倫理綱領は、「精神保健福祉士の倫理綱領」(公益社団法人日本精神保健福祉士協会制定)と「ソーシャルワーカーの倫理綱領」(社会福祉専門職団体協議会制定)の2つが存在している。
- (8) 職能団体である公益社団法人日本精神保健福祉士協会の勤務先種別構成員数(2018年12月21日現在)によると、医療機関が42.7%、地域の障害福祉サービス事業所(相談支援、就労支援、居住支援など)が21.3%、行政機関(保健福祉センター、保健所、市町村など)が8.5%となっている。精神保健福祉士が誕生した約20年前のデータでは約6割が医療機関であることを考えると、徐々に他領域に精神保健福祉士の活動の場が広がってきていることがわかる。(公益社団法人日本精神保健福祉士協会ホームページ: <http://www.japsw.or.jp/>)
- (9) 引用については本人より文書にて同意を得ている。なお、現所属校の在籍学生ではない。

文献

- 赤畑淳(2018)「実習指導者によるスーパービジョン」河合美子編『精神保健福祉援助実習〔第2版〕』弘文堂, pp.166-173。
- 赤畑淳(2018)「精神科臨床における精神保健福祉士の業務と役割」『精神神経学雑誌』120(7), pp.609-615。
- 赤畑淳・岩本操・浅沼充志・ほか(2019)「実習指導における『精神保健福祉士業務指針』の活用——精神保健福祉士の業務の学び方と伝え方」『精神保健福祉』50(1), p.36。
- 一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会編(2016)『精神保健福祉士の養成教育論～その展開と未来～』中央法規出版。
- 岩本操(2016)「精神保健福祉士養成における演習教育の内容と方法」一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会編『精神保健福祉士の養成教育論～その展開と未来～』中央法規出版, pp.109-114。
- 岩本操(2017)「『精神保健福祉士業務指針』の意義と実践的活用に向けて」『精神保健福祉』48(1), pp.46-51
- 公益社団法人日本精神保健福祉士協会(2014)「精神保健福祉士業務指針」作成委員会『精神保健福祉士業務指針及び業務分類 第2版』公益社団法人日本精神保健福祉士協会。
- 齊藤晋治(2013)「第4章 第2節 精神保健福祉現場における実習指導の考え方」日本精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉士養成校協会編『教員と実習指導者のための精神保健福祉援助実習・演習』中央法規出版, pp.111-120。
- 社団法人日本精神保健福祉士協会(2010)『精神保健福祉士養成カリキュラム改正に伴う実習指導者及び実習担当教員養成研修のプログラム開発事業報告書』平成21年度障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)。
- 田村綾子(2010)「平成21年度障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)精神保健福祉士養成カリキュラム改正に伴う実習指導者及び実習担当教員養成研修のプログラム開発事業報告書の概要～実習指導者の実態調査及び研修プログラムの概要を中心に～」『精神保健福祉』41(4), pp.321-327。
- 田村綾子(2011)「後進に託す“PSW魂”～実践力のある精神保健福祉士の養成にかける実習指導者の思い」『精神保健福祉』42(4), pp.262-265。
- 長崎和則(2013)「第1章 第6節 実習指導者の基本能力の理解」日本精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉士養成校協会編『教員と実習指導者のための精神保健福祉援助実習・演習』中央法規出版, pp.20-25。
- 日本精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉士養成校協会編(2013)『教員と実習指導者のための精神保健福祉援助実習・演習』中央法規出版。
- 福山和女(1999)「社会福祉方法・技術への実践教育——実習教育の実際と21世紀への課題」仲村優一・窪田暁子・岡本民夫・太田義弘編『戦後社会福祉の総括と21世紀への展望——IV実践方法と援助技術』ドメス出版, pp.238-266。
- 古屋龍太(2018)「精神保健福祉援助実習の概要」河合美子編『精神保健福祉援助実習〔第2版〕』弘文堂, pp.1-14。
- 松本すみ子(2016)「精神保健福祉士養成における講義-演習-実習の連動」一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会編『精神保健福祉士の養成教育論～その展開と未来～』中央法規出版, pp.119-132。